



# 山形県公報

平成20年4月25日(金)  
第1937号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(最上総合支庁福祉課)...629  
 歳入の収納の事務の委託.....(児童家庭課)...630  
 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
 社団法人の設立許可.....(雇用労政課)...同  
 地籍調査事業計画の決定.....(農村計画課)...同  
 土地改良事業計画の変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...631  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)...632  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...同  
 民有保安林指定の解除の予定.....(森林課)...633  
 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会4月定例会の招集.....634

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁地域支援課)...同  
 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(同)...635  
 一般競争入札の公告.....(情報企画課)...同  
 特殊肥料の検査結果の概要.....(工口農業推進課)...636  
 普通肥料の検査結果の概要.....(同)...638  
 飼料の試験結果の概要.....(同)...640  
 住民監査請求に係る監査結果.....(監査委員)...642

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第424号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地      |                    | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日    |
|--------------------------------------|------------------|--------------------|----------------|----------|
|                                      | 変更前              | 変更後                |                |          |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川指定居宅介護事業所  |                    | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成20.3.1 |
|                                      | 最上郡鮭川村大字京塚951番地5 | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 |                |          |

## 山形県告示第425号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

## 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会  
(2) 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

## 3 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第426号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年4月9日から適用する。  
2 平成20年4月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第427号

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により、社団法人の設立を次のとおり許可した。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

| 法人の名称           | 主たる事務所の所在地    | 許可年月日     |
|-----------------|---------------|-----------|
| 社団法人山形県労働者福祉協議会 | 山形市木の実町12番37号 | 平成20.4.16 |

## 山形県告示第428号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成20年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

| 調査を行う者の名称 | 調査地域                                       | 調査期間                                        |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山形市       | 大字船町、大字向新田、大字中野、大字津金沢、大字松原、大字片谷地及び大字黒沢の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成21年3月31日まで |
| 鶴岡市       | 添川及び越沢の各一部                                 | 同                                           |
| 酒田市       | 北俣及び山谷の各一部                                 | 同                                           |
| 東根市       | 大字長瀬の一部                                    | 同                                           |
| 尾花沢市      | 大字六沢、大字延沢及び大字下柳渡戸の各一部                      | 同                                           |
| 南陽市       | 坂井及び萩生田の各一部                                | 同                                           |
| 西川町       | 大字岩根沢及び大字水沢の各一部                            | 同                                           |
| 大江町       | 大字小柳及び大字黒森の各一部                             | 同                                           |
| 大石田町      | 大字横山の一部                                    | 同                                           |
| 最上町       | 大字富沢の一部                                    | 同                                           |
| 戸沢村       | 大字古口の一部                                    | 同                                           |
| 高畠町       | 大字時沢の一部                                    | 同                                           |
| 川西町       | 大字小松及び大字大塚の各一部                             | 同                                           |
| 小国町       | 大字西及び大字小国小坂町の各一部                           | 同                                           |
| 白鷹町       | 大字中山の一部                                    | 同                                           |

## 山形県告示第429号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
上山市土地改良区(維持管理事業)
- 2 認可年月日  
平成20年4月16日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)  
認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第430号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 小 林 仁   | 最上郡最上町大字向町775  |
| 同        | 笹 原 谷 一 | 同 大字法田997      |
| 同        | 吉 田 昭 治 | 同 大字月楯565      |
| 同        | 渡 邊 英 俊 | 同 大字大堀253      |
| 同        | 佐 藤 豊 一 | 同 大字向町349      |
| 同        | 菅 義 勝   | 同 大字法田185      |
| 同        | 菅 甚 助   | 同 大字若宮45       |
| 監 事      | 二 戸 修   | 同 大字志茂1690 - 2 |
| 同        | 金 田 勝 雄 | 同 月楯304        |
| 同        | 菅 忠 男   | 同 大字志茂486      |

## 山形県告示第431号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 渡 邊 英 俊 | 最上郡最上町大字大堀253 |
| 同        | 吉 田 昭 治 | 同 大字月楯565     |
| 同        | 菅 義 勝   | 同 大字法田185     |
| 同        | 小 林 仁   | 同 大字向町775     |
| 同        | 菅 甚 助   | 同 大字若宮45      |
| 同        | 柴 崎 栄 行 | 同 大字向町1287    |

|    |      |   |              |
|----|------|---|--------------|
| 同  | 佐藤嘉信 | 同 | 大字法田793      |
| 監事 | 金田勝雄 | 同 | 月楯304        |
| 同  | 菅忠男  | 同 | 大字志茂486      |
| 同  | 二戸修  | 同 | 大字志茂1690 - 2 |

## 山形県告示第432号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第433号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 121号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|-----------------------|---|------|----------|-----------|
| 米沢市大字館山矢子町字小樽端443番1から |   | 旧    | 52.0メートル | 1,800メートル |
| 同 大字口田沢字潜清水99番1まで     |   |      | 11.0     |           |
| 同                     | 上 | 新    | 52.0メートル | 同上        |
|                       |   |      | 14.0     |           |

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成20年4月25日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成20年4月30日(水) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎202会議室

3 議 題

- (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく有形文化財の指定について
- (2) 山形県文化財保護条例第20条第1項の規定に基づく無形文化財の指定について
- (3) 山形県文化財保護条例第26条の規定に基づく有形民俗文化財の指定について
- (4) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 山形県社会教育委員の委嘱(任命)について
- (6) 山形県立図書館協議会委員の解任及び任命について
- (7) 平成20年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)について
- (8) 山形県産業教育審議会委員の委嘱(任命)について

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 酒田リトルシニア
  - (2) 代表者の氏名  
市村 浩一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市みずほ一丁目18番地13
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、庄内一円の小中学生を対象とした硬式野球チームであり、野球技術の向上はもとより、野球を通じて心身の鍛錬に努めることによって、青少年の健全育成及び硬式野球の普及と振興に寄与することを目的

とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 工房せい
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 徳男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山三丁目36番35号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ児童及び青年・成人期の人たちに、日常生活を、できる限り自立できるような生活習慣と、地域社会で普通に生活できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた支援及び援助を行うことにより、地域で当たり前の生活を営むことができるようにすることを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、汎用機による情報処理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム(15階)
  - (2) 日時 平成20年6月4日(水) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 汎用機による情報処理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課電子県庁システム調整担当 電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成20年5月21日（水）午後5時までに山形県政策推進部情報企画課電子県庁システム調整担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity: Relocation and Outsourcing of Mainframe Computer

(2) Time-limit for tender: 10:00AM June 4, 2008

(3) For more information, please contact: Information Planning Division, Policy Implementation Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570, Japan, Phone: 023-630-2098

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成20年2月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘



| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>(商<br>品<br>名) | 検査の結果                 |                        |                       |                      |                           |                       |                            | 備考   |                            |                            |
|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------|------|----------------------------|----------------------------|
|              |                            |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | りん<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% | 炭<br>素<br>含<br>有<br>量<br>% |      | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% | そ<br>の<br>他<br>の<br>検<br>査 |
| たい肥          | 有限会社岡崎清掃社                  | E M地力コンボ           | 1.31                  | 2.04                   | 1.81                  |                      |                           | 0.56                  | 16.6                       | 33.1 |                            | 現物                         |
|              | 長井市レインボープランコン<br>ポストセンター   | レインボープランコンポスト      | 0.89                  | 0.67                   | 1.33                  |                      |                           | 1.24                  | 20.7                       | 51.0 |                            | 現物                         |

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第1項の規定により平成20年2月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成20年4月25日

山形県知事 齋藤 弘

| 肥料の種類等       | 保証票添付者    | 肥料の名称     | 検査の概要       |        |        |        | 備考 |
|--------------|-----------|-----------|-------------|--------|--------|--------|----|
|              |           |           | 分析項目        | 検査指摘事項 | 保証票の検査 | その他の検査 |    |
|              |           |           |             |        |        |        |    |
| 米ぬか油かす及びその粉末 | 三和油脂株式会社  | 特選王将印脱脂ぬか | 主成分TN、TP、TK |        |        |        |    |
| 混合有機質肥料      | 枅川鮭漁業生産組合 | 鮭パワー      | 主成分TN、TP、TK |        |        |        |    |

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。  
 2 主成分の略号は、次のとおりである。  
 TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により平成20年2月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成20年4月25日

山形県知事 齋 藤 弘

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の<br>所在地及び名称           | 収去<br>年月日    | 収去場所                         | 飼料の名称                         | 製造<br>(輸入)<br>年月 | 試験の結果の概要   |          |          |          |            |         | 備考 |          |            |                |
|------------------------------|--------------|------------------------------|-------------------------------|------------------|------------|----------|----------|----------|------------|---------|----|----------|------------|----------------|
|                              |              |                              |                               |                  | 粗たん<br>白質% | 粗脂肪<br>% | 粗繊維<br>% | 粗灰分<br>% | カルシ<br>ウム% | リン<br>% |    | TDN<br>% | D C P<br>% | M E<br>Kcal/kg |
| 山形市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社山形工場 | 平成20<br>2.21 | 山形市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社山形工場 | くみあい配合飼料マル<br>み紅花しもぶり後期       | 平成<br>20.2       | 14.5       | 3.1      | 4.4      | 4.5      | 0.34       | 0.71    |    |          |            |                |
| 同上                           | 同            | 同上                           | くみあい配合飼料<br>ニユースカイ555         | 同                | 14.7       | 2.6      | 3.7      | 3.3      | 0.07       | 0.37    |    |          |            |                |
| 酒田市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社酒田工場 | 同<br>2.25    | 酒田市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社酒田工場 | くみあい配合飼料マル<br>庄パワーブロー前期N<br>Y | 同                | 22.4       | 9.5      | 3.9      | 6.7      | 0.88       | 0.72    |    |          |            |                |
| 同上                           | 同            | 同上                           | くみあい配合飼料平牧<br>若勝S             | 同                | 16.4       | 2.5      | 2.3      | 3.6      | 0.72       | 0.41    |    |          |            |                |

(注) 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定による規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「規」を付している。  
 2 栄養成分に関する検査の試験結果の概要の欄には、当該飼料の試験結果を示し、違反が認められた場合には、その内容を備考の欄に示す。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年4月25日

山形県監査委員 安孫子 昂 也  
山形県監査委員 濱田 宗 一

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成20年2月26日

2 請求人

米沢市中央四丁目3番17号

高橋敬一法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表 佐藤 欣哉

同 遠藤健一郎

山形市東原町二丁目6番3号 佐藤 欣哉

山形市南原町三丁目13番16号 外塚 功

山形市城西町五丁目28番1号 遠藤健一郎

山形市城西町三丁目12番7号 舟越 範夫

米沢市中央四丁目3番17号 高橋 敬一

3 請求の要旨(内容は原文のまま。)

(1) 措置の要求

山形県知事が請求の理由に述べる県費を支出したのは違法あるいは不当であり、地方自治法242条1項に基づき、監査委員は山形県知事に対し、支出金員の返還請求等必要な措置を講ずることを求める。

(2) 請求の理由(違法又は不当な行為)

ア 山形県議会議員の前泊分の費用弁償

(ア) 山形県知事は、別紙前泊議員一覧記載の山形県議会議員12名に対し平成19年1月から3月の間に延べ40回に亘り、金78万4,201円を会議前日の宿泊(以下「前泊」という。)分の費用弁償として支出しているが、支出について法令上の根拠もなく、支出の合理的な理由もなく違法不当な支出である。

(イ) 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例には、県議会議員の会議出席に際しての前泊の費用弁償等の規定はなく、会議出席のための前泊は条例の旅行にも該当しないものであり、支出について法令上の根拠はない。

(ウ) 議員は、議員としての職務の対価として報酬を受けており、議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席することは議員の本来の職務であるから、これらに出席するについて報酬に加えて費用弁償を支払うこと自体にも問題があるが、少なくとも議員には会議出席のため自宅から議会までの距離により6段階の費用弁償が支給されており、さらにこれに加えて前泊の費用弁償を支払う合理的な理由は見いだせない。

(エ) また、前泊分の支出は議員の自己申告によって支出されており、領収書等の添付は求められておらず、実際に宿泊したかどうか確認できないし、前泊分として支給されている費用弁償額は会議出席の費用弁償を上回っている。

イ 議長・副議長の日当

(ア) 平成19年1月から3月の間、別紙日当支給(19年1~3月分)内訳記載のとおり、山形県議会議長今井栄喜、及び副議長鈴木正法の両名(肩書きは当時)に対し、合計26回、金額合計7万8,333円の日当が費用弁償として支出されているが、支出について法令上の根拠もなく、支出の合理的な理由もなく違法不当な支出である。

(イ) この26回のうち1回を除き、公用車利用で、1回3,000円が旅費日当として支出されている。(うち1回のみ自家用車利用で3,333円)

(ウ) 旅費日当は、職務として旅行した場合の日当であり、公用車を利用して数時間祝賀会等に参加することは旅行とは言えないものであり、条例上の支出の根拠は存在しない。

(エ) また、議長、副議長は一般議員より多額の報酬を受けているが、これはかかる祝賀会等への出席などの用務も勘案して定められているものであり、報酬に加えて日当を支出することは二重払いに当たり合理的な理由もない。

ウ 議員の費用弁償については、報酬の二重取りとの批判を受けて、廃止したり減額する自治体もあり、監査委員にあっては、その支出の根拠と合理性を厳格に判断されることを期待する。

(3) よって地方自治法242条に基づき、監査委員が山形県知事に対し、支出金の返還を求めるなど必要な措置を講じさせるよう勧告することを請求する。

#### 4 受理

本件請求について審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成20年2月28日受理を決定した。

#### 5 監査執行上の除斥

田澤伸一監査委員及び吉田明監査委員は、法第199条の2の規定により除斥とした。

### 第2 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年3月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。陳述には請求人が出席し、請求の要旨を補足する主張を行った。また、新たな証拠の提出はなかった。

#### 2 監査対象事項

請求の要旨及び理由並びに陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を次のとおりとした。

(1) 平成19年1月から3月までの間に会議前日の宿泊（以下「前泊」という。）をした山形県議会議員（以下「県議員」という。）12名に対し、山形県知事が支給した費用弁償は、違法不当な支給であるという事項

(2) 平成19年1月から3月までの間に会議等に出席した山形県議会議長今井栄喜、副議長鈴木正法（肩書きは当時）に対し、山形県知事が支給した費用弁償は、違法不当な支給であるという事項

#### 3 監査対象部局

県議員に対して費用弁償の支給事務を行った山形県議会事務局を監査対象部局とした。

##### (1) 書類調査

山形県議会事務局から関係書類の提出を求め、平成20年3月14日に、それぞれの費用弁償が法並びに山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月山形県条例第52号。以下「県特別職給与条例」という。）及び山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号。以下「県規則」という。）等に基づいて処理されているかについて書類調査を行った。

##### (2) 事情聴取

平成20年3月18日に、山形県議会事務局次長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

### 第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求の監査対象事項については、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、監査対象部局の監査、事実関係の確認及び判断について述べる。

#### 1 監査対象部局の監査

##### (1) 書類調査

平成20年3月14日に、山形県議会事務局総務課に対して書類調査を実施したところ、県特別職給与条例の制定及び改正は議会の議決に基づいており、費用弁償の支給についても県特別職給与条例及び県規則等に則り適正に行われていた。

##### (2) 事情聴取

平成20年3月18日に、山形県議会事務局次長ほか関係職員に対して事情聴取を行ったところ、説明内容は以下のとおりであった。

ア 県議員の職務は、会議への出席、委員会視察、法第100条第12項の規定による派遣、その他議長が公務と判断したものとしている。

イ 本請求にかかる前泊について、原則として往復に一定程度の距離を超える県議員が会議等の前日に宿泊を必要とする場合は、公務の旅行として扱い、その費用を弁償している。

ウ 山形県議会議長、及び同副議長（以下「議長等」という。）の旅行は、公的機関や県が主催する会議等必要と判断された公務に従事するためのものであり、県特別職給与条例の規定に基づき費用弁償を支給している。

#### 2 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係先に対する文書照会を行った結果、次の事項を確認した。

(1) 前泊分の費用弁償について

ア 平成19年1月から3月までの間に、県会議員12名に対し支給された前泊分の費用弁償総額は、784,201円である。

イ 県会議員の前泊については、原則として往復に一定程度の距離を超える県会議員からの申し出により、議長が必要と認めるものについて旅行命令を行い、費用弁償が支給されている。

ウ これらの事務処理は適正に行われていた。

(2) 議長等に対する費用弁償について

ア 平成19年1月から3月までの間に、議長等に対し支給された費用弁償総額は、78,333円である。

イ 議長等の旅行については、全国組織や他県とで組織する会議、交流会や意見交換会等議長が必要と認めるものについて旅行命令を行い、費用弁償が支給されている。

ウ これらの事務処理は適正に行われていた。

(3) 県会議員報酬及び費用弁償の支給について、及び議長等の報酬が一般県会議員より高額となっている理由について、平成20年2月28日付けで山形県総務部長あて照会したところ、以下の回答があった。

ア 県会議員報酬及び費用弁償をそれぞれ支給する意味及びその性格については、報酬は、議員として行う勤務に対する反対給付であり、費用弁償はこれに含まれない。費用弁償は、その職務を行うために要した費用を弁償するものである。

イ 議長等の報酬が一般県会議員より高額となっている理由については、一般的に、報酬額はその職が有する責任の度合い等を勘案して定められるものである。県会議員のうち議長等については、その職責等を勘案し、一般の県会議員よりも報酬額を高く設定している。なお、報酬額の改定に当たっては、山形県特別職報酬等審議会での答申を受けて改定している。

3 判断

(1) 法第203条第3項では、「普通地方公共団体の議会の議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。」同条第5項では、「費用弁償の額並びに支給方法は条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。山形県においては、上記の規定に基づき県特別職給与条例を定め、同条例第2条第2項において「議会の議員が職務のために旅行するときは、別表第4に定める費用弁償額を支給する。ただし、その職務に従事するときの費用弁償として受ける日当は、距離の遠近にかかわらず日当定額とする。」と定められている。

(2) 前泊の旅行については、県会議員の会議等への出席を確実にするための旅行であり、原則として往復に一定程度の距離を超える県会議員のうち本人から申し出のあったものについて、議長が旅行命令を行い、費用弁償が支給されている。

その費用弁償については、県特別職給与条例で準用する県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月10日県条例第48号（以下「県職員旅費条例」という。）第4条により旅行命令が行われ、本人から旅行命令どおり旅行したとして、県職員旅費条例第13条により請求がなされ、支給されている。

(3) 議長等が県民との交流・意見交換の場、県議会への理解を深める場などへ出席することは、県特別職給与条例第2条第2項に規定する職務のための旅行にあたる。

(4) 報酬は、議員として行う勤務に対する反対給付であり、費用弁償は、その職務を行うために要した費用を弁償するものである。

以上のことから本件の費用弁償の支給については、違法若しくは不当な財務会計上の行為が認められない。よって、監査対象事項については、これを理由がないものと判断し、棄却する。

なお、監査結果は上記のとおりであるが、本請求がなされる以前の平成19年12月議会において、県特別職給与条例別表第4を改正し、平成20年4月1日から費用弁償として受ける日当を廃止し、現地経費として見直されたところである。

今後とも、時代の変化等を踏まえ、適切な対応が図られるよう期待するものである。



正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤       | 正        |
|------------|------------|-----|----|---------|----------|
| 平成20. 4.11 | 第1933号     | 589 | 30 | 県道の供用開始 | 道路の区域の変更 |
| 同          | 同          | 同   | 同  | 同       | 604      |
| 同          | 同          | 同   | 31 | 604     | 同        |

平成20年4月25日印刷  
平成20年4月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056